

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（仮称） 実施概要

1. 協力金の概要

<趣旨>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小企業及び個人事業主に対し、協力金を支給いたします。

<支給額>

1事業者あたり50万円（個人事業主の場合は20万円）

2. 対象事業者及び対象要件

(1) 対象事業者

「新型コロナウイルス感染拡大にかかる石川県緊急事態措置」により、休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。

- ▶ 令和2年4月21日以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。
- ▶ 県内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象になります。

(2) 対象要件

石川県緊急事態措置により休業等を要請する期間（令和2年4月21日から5月6日まで）に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。

- ▶ 全面的な協力とは、休業等を要請する全期間（令和2年4月21日から5月6日まで）、休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただくことをいいます。
- ▶ 飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。（終日休業を含む。）

3. 今後の流れ

■相談窓口の開設 4/20（月）

申請手続などの詳細な問い合わせや、中小企業の資金調達に関する相談に対応するための相談窓口（コールセンター）を開設します。

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・中小企業 支援相談センター」	
開設期間	令和2年4月20日（月）～5月6日（祝・水）
開設時間	9時～18時
電話番号	076-225-1920

■募集要項公表、受付開始 4月下旬

準備が整い次第、石川県ホームページ等で詳細をお知らせします。

■協力金の支給 5月中旬開始予定

5/6までの休業確認後、速やかに支給手続を行います。

4. 申請手続

■申請受付期間

令和2年4月下旬～未定

■申請方法

専用のWEB申請サイト及び郵送で受け付けします。
(持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。)

■申請に必要な書類（予定）

詳細は、4月下旬に公表する募集要項によりお知らせしますが、現時点では以下の書類を予定しています。

- ① 協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）
- ② 営業実態が確認できる書類
〔例〕 確定申告書の写し、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など
- ③ 休業の状況が確認できる書類
〔例〕 事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など
- ④ 誓約書

■ご協力いただいた事業者の紹介

要請・依頼への協力事業者として、施設名（屋号）を石川県ホームページでご紹介させていただきます。

※この協力金は、令和2年4月補正予算が成立した場合に実施するものとします。